

変動金利定期預金  
＜自動継続型・複利型＞

1. ＜預金契約の成立＞

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. ＜自動継続＞

(1) 変動金利定期預金（以下「この預金」という）は、証書または通帳（以下「証書（通帳）」という）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期あるいは大口定期）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止する時は、満期日（継続をした時はその満期日）までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. ＜利率の変更＞

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第4条第1項においても同様）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期あるいは大口定期）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. ＜利 息＞

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び証書（通帳）記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」という）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえこの証書（通帳）とともに提出してください。

さい。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数及び解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同様）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

※ 上記①～⑥で算出された解約利率≦普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

令和3年6月1日